

○ 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第二号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（連合会の子会社となる専門子会社の業務等） 第二十七条 「略」 〔2〕5 略〕</p> <p>6 法第八十七条の二第一項第七号（法第百条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の主務省令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社であつて、上場会社等以外の会社（第十一号に該当する会社にあつては、上場会社等を含む。）とする。</p> <p>「一〇七 略」</p> <p>八 円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手續等に関する法律（令和七年法律第六十七号）第二十七條第一項の規定による権利変更決議の認可の決定を受け、又は同法第十一條に規定する権利変更議案につき同法第二十条第一項に規定する議決権者の全ての同意を得た会社</p> <p>九〇十一 「略」</p>	<p>（連合会の子会社となる専門子会社の業務等） 第二十七条 「同上」 〔2〕5 同上〕</p> <p>6 法第八十七条の二第一項第七号（法第百条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の主務省令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社であつて、上場会社等以外の会社（第十号に該当する会社にあつては、上場会社等を含む。）とする。</p> <p>「一〇七 同上」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>八〇十一 「同上」</p>

7 法第八十七条の二第一項第七号の主務省令で定める要件は、連合会又はその子会社が前項に規定する会社（同項第十一号に掲げる会社に該当するものを除く。）の議決権を取得する場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

一 〔略〕

二 前号の事業計画の作成に前項第十号イからトまでのいずれかに該当するものが関与していること。

8 法第八十七条の二第一項第八号（法第百条第一項において準用する場合を含む。第十二項において同じ。）の主務省令で定める会社は、上場会社等以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社とする。

一 〔略〕

二 事業の再生又は地域の特性を生かした新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社であつて、第六項第十号イからトまでのいずれかに該当するものが関与して作成した事業計画を実施している会社

〔9～19 略〕

20 法第十一条の八第三項の規定は、第六項第十号、第七項、第九項（第十項及び第十一項において読み替えて準用する場合を含む。）第十二項、第十三項及び第十六項第二号ロに規定する議決権について準用する。

7 法第八十七条の二第一項第七号の主務省令で定める要件は、連合会又はその子会社が前項に規定する会社（同項第十号に掲げる会社に該当するものを除く。）の議決権を取得する場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

一 〔同上〕

二 前号の事業計画の作成に前項第九号イからトまでのいずれかに該当するものが関与していること。

8 〔同上〕

一 〔同上〕

二 事業の再生又は地域の特性を生かした新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社であつて、第六項第九号イからトまでのいずれかに該当するものが関与して作成した事業計画を実施している会社

〔9～19 同上〕

20 法第十一条の八第三項の規定は、第六項第九号、第七項、第九項（第十項及び第十一項において読み替えて準用する場合を含む。）第十二項、第十三項及び第十六項第二号ロに規定する議決権について準用する。

<p>(特例対象会社)</p> <p>第三十七条 法第八十七条の三第四項（法第百条第一項において準用する場合を含む。次項から第四項までにおいて同じ。）の主務省令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社（連合会の子法人等に該当しないものに限る。第三項及び第五十一条第一項第七号において「特例事業再生会社」と総称する。）とする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 事業の再生、地域の特性を生かした新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社であつて、<u>第二十七条第六項第十号イからトまでのいずれかに該当するものが関与して作成した事業計画を実施している会社</u></p> <p>〔2〕5 略</p>	<p>(特例対象会社)</p> <p>第三十七条 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 事業の再生、地域の特性を生かした新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社であつて、<u>第二十七条第六項第九号イからトまでのいずれかに該当するものが関与して作成した事業計画を実施している会社</u></p> <p>〔2〕5 同上</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	